

町長交際費の支出基準及び公表基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、町長（代理による出席者を含む）が行政の円滑な推進を図るため、町を代表して行う外部の個人又は団体等との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について支出基準を設け、適正な支出に資するために必要な事項を定めるものとする。

(支出範囲)

第2条 交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の金額を支出するものとする。

(支出区分等)

第3条 交際費の支出区分及び支出基準は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする団体、宗教団体、政治団体の活動・事業等については、交際費を支出しない。

(公表)

第4条 交際費は、その支出内容等を公表するものとする。

2 交際費の公表は、別表2により次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 支出区分

(2) 支出年月日

(3) 支出金額

(4) 支出内容

3 交際費の公表は毎月行うものとし、当月分を翌月末日までに町のホームページに掲載することにより行うものとする。

4 交際費の公表にあたっては、安田町個人情報保護条例（平成16年条例第6号）に基づき、個人情報の保護に配慮するものとする。

(見直し)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補 則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めるものとする。

付 則

この基準は、平成28年6月27日から施行し、平成28年5月26日以降に支出負担行為のあった交際費について適用する。ただし、平成28年5月分として公表すべき交際費については、6月分と併せて公表するものとする。

付 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

支出区分	支出内容	支出金額
慶祝	竣工式、記念式典、イベント等の催事（懇親会、祝宴等を含む）に、町長が招待を受けて出席するとき	1 万円以内
会費	町長が出席する必要がある会議のほか、懇談会等に町長が案内を受けて出席するとき（随行者を含む）	会費相当金額
弔慰	現職の委員等（議会議員、行政委員、消防団員、町から委嘱を受けた委員、公的団体の役員等） 本人及び配偶者、同居の親族及び一親等内	香典 1 万円以内 供物 生花等
	元職の委員等（同上） 本人	
	現職の職員（特別職、一般職員） 本人及び配偶者、同居の親族及び一親等内	
	元職の職員（同上） 本人	
	上記のいずれにも属さない者で、町政に貢献がある等の理由により、行政執行上、町長が特に必要と認めたもの 本人	その都度検討のうえ決定
見舞	弔慰区分のうち本人に係る入院加療に対するもの	1 万円以内
	災害等の見舞金または義援金	社会通念上妥当と認められる金額
渉外	地場製品の P R や町政に係る外部との交渉、又は表敬訪問等に際し必要な物品等を購入するもの	社会通念上妥当と認められる金額
賛助・激励	平和運動、ボランティア活動、その他団体等が行う活動で、その趣旨・目的等が公共的又は公益的なもの	社会通念上妥当と認められる金額
その他	町長が特に必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる金額

別表 2 (第 4 条関係)

町長交際費支出状況

(年 月分)

[illegible]